

県産品生産・製造・販売事業者の皆様へ

# 鳥取物がたり TOTTORI JAPAN ロゴマークを 商品に活用してみませんか？

## とっとり県産品“鳥取物がたり”登録制度を開始しました！

鳥取県では、県産品の利用促進を図るため、一定の要件を満たす県産品を「とっとり県産品“鳥取物がたり”」として登録しています。

登録された県産品は、“鳥取物がたり”のロゴマークを表示し、県産品であることをPRすることができます。

県もホームページやイベント等で登録県産品をPRします。

「県産品」とは

- ①県内において生産若しくは製造加工された産品
- ②県外において生産若しくは製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの



ロゴデザインイメージ

### 内容

○対象者：産品の生産若しくは製造加工若しくは委託製造加工により販売をする者又はこれらの者で組織する法人その他の団体（定款、寄付行為その他これらに準ずるものを有している者に限る。）の方々のうち、次の基準を遵守した事業者を対象としています。

- (1)社会的信用を失墜するような法令違反を行っていないこと。
- (2)消費者からの意見・問合せ窓口及び苦情処理体制が整備されていること。

○登録方法：事業者から申請いただいた県産品については、関係法令等への適合の確認と、有識者で組織する「とっとり県産品利用促進協議会」の意見聴取を経て登録の可否を決定します。

とっとり県産品利用促進協議会は年2回程度開催する予定ですので、協議会の開催に合わせて登録していきます。

○県産品の例：

区分	事例
県内において生産若しくは製造加工された産品	・県内産農林水産物 ・県内で製造された工業製品・加工食品 ・県内で開発されたシステム など
県外において生産若しくは製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの	・県内原材料を使って県外で製造された製品（蟹の甲羅から抽出したグルコサミンを使った健康食品、県産二十世紀梨のエキスを使った加工食品、県産木材を使ったパネルなど） ・県内の技術を使って県外で製造された製品（氷温技術を使った食品など）

### 申請方法

とっとり県産品“鳥取物がたり”登録要綱に基づき、登録申請書に必要書類を添えて下記あて先まで提出してください。なお、申請様式は下記ホームページからも入手可能です。



〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局 食のみやこ推進課

電話 0857-26-7853 ファクシミリ 0857-21-0609

<http://www.pref.tottori.lg.jp/223991.htm>

とっとり県産品

検索

# とっとり県産品登録までのフロー図

